

令和2年度第2回神戸市福祉有償運送運営協議会

日時：令和3年3月25日（木）

午後1時30分～午後3時00分

場所：1号館24階 1241会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

- (1) 「運営協議会における協議の基準」の改正について
- (2) 更新登録申請案件（1件）の協議について
新規登録申請案件（1件）の協議について
対価変更案件（1件）の協議について

3. その他

4. 閉会

資 料

- 資料1 神戸市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 資料2 協議申出法人一覧
- 資料3 協議申出法人出席者名簿
- 資料4 令和元年度福祉有償運送輸送実績報告書
- 資料5 「運営協議会における協議の基準」の改正
- 資料6 協議団体調書（更新登録1件、新規登録1件、対価変更1件）

- 参考資料1 神戸市福祉有償運送運営協議会規則
- 参考資料2 神戸市福祉有償運送運営協議会運営要綱
- 参考資料3 神戸市福祉有償運送運営協議会協議基準
- 参考資料4 協議団体の現況一覧
- 参考資料5 令和2年度第1回神戸市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

神戸市福祉有償運送運営協議会委員 委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属・役職	備考
田橋 一	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 主席運輸企画専門官	国土交通省職員
稲垣 かつ代	神戸市民生委員児童委員協議会 常任理事	福祉に関する地域の代表
奥 篤	一般社団法人兵庫県タクシー協会 専務理事	タクシー事業者の団体
成田 次雄	全国自動車交通労働組合連合会 兵庫地方連合会 書記長	タクシー運転者の代表
宮岡 久雄	特定非営利活動法人ジャスミン 会長	現に福祉有償輸送を行っている特定非営利活動法人
森栗 茂一	神戸学院大学人文学部臨床歴史研究室 教授 大阪大学 名誉教授	学識経験者
森田 繁和	特定非営利活動法人 神戸市難病団体連絡協議会 理事長	利用者の代表
森津 秀夫	流通科学大学 名誉教授	学識経験者
梁瀬 康昭	ユニヴァーサルタクシー株式会社 代表取締役	タクシー事業者の代表
上田 智也	神戸市福祉局 副局長	神戸市職員

令和2年4月1日現在

令和2年度第2回 神戸市福祉有償運送運営協議会 協議申出法人一覧

区分	法人格 ／ 名称	所在地 ／ 代表者	旅客	使用車両	運転者	運送の対価	運送の対価 以外の対価
1 更新	社会福祉法人 しんじゆ	須磨区須磨本町 1丁目1-6 理事長 猪坂 一彦	身体障害者 10名 知的障害者 2名 合計 10名 (うち、重複 2名) (前回 11名)	車いす車3台(うち2台軽) (前回:車いす車3台)	1種 8名 2種 1名 (前回:1種5名)	時間制 10分まで300円 以後5分毎に100円	
2 新規	特定非営利活 動法人 エフォート	長田区東尻池町 二丁目5番13号 理事 芦野 康弘	身体障害者 3名 計 3名	車いす車1台	1種 2名	距離制 1.5kmまで330円 以後1km毎に130円	
3 変更	特定非営利活 動法人 西すず安心セ ンター	北区北五葉1- 13-1 レ・アール ビル3F 理事長 秦 敬	身体障害者 1名 要介護・要支援認定者 24名 その他障害 2名 合計 26名	車いす車 2台(軽2台)	1種 2名	<距離制> 3km未満の場合 300 円、 3km以上10km未満の場 合 500円、 10km以上の場合、500円 +10km超につき1km毎 に30円	・待機料金 30分毎に500円

※_は前回登録時からの変更内容

令和元年度 神戸市福祉有償運送輸送実績報告書

No.	団体名	団体種別	事業開始日	有効期間満了日	自動車数						運送する旅客数					運転手人数	輸送実績				事故等件数				
					寝台車	車いす車	兼用車	回転シート車	セダン等	計	身体障害者	要介護	要支援	その他障害	計(実人数)		走行キロ	走行時間	運送回数	運送収入(千円)	交通事故	重大事故	死者数	負傷者数	苦情件数
1	リーフグリーン	NPO法人	H18.3.16	R5.3.15	0	4 (2)	0	0	0	4 (2)	15	8	5	4	29	8	8,820		749	1,385	0	0	0	0	0
2	神戸市身体障害者団体連合会	社会福祉法人	H18.3.16	R5.3.15	0	2 (2)	0	0	0	2 (2)	13	1			14	3	1,548		362	179	0	0	0	0	0
3	ジャスミン	NPO法人	H18.4.4	R5.4.3	0	5 (3)	0	0	3 (1)	8 (4)	39	13	8	39	39	10	50,699		9,783	6,988	0	0	0	0	0
4	福祉ネット寿	NPO法人	H18.4.14	R5.4.13	0	2 (1)	0	0	1 (0)	3 (1)	1			1	2	3	486		15	37	0	0	0	0	0
5	西すず安心センター	NPO法人	H18.4.17	R5.4.16	0	2 (2)	0	0	0	2 (2)	1	18	5	2	26	2	5,101		824	820	0	0	0	0	0
6	おりーむ二十一	NPO法人	H26.4.26	R5.4.27	0	3 (1)	0	0	3 (3)	6 (4)	2			2	4	5	280		30	384	0	0	0	0	0
7	ポプリ	NPO法人	H18.9.28	R2.9.27	0	3 (0)	2 (1)	0	1 (1)	6 (2)	1	2		2	5	3	1,858		357	313	0	0	0	0	0
8	薫風	NPO法人	H18.9.28	R2.9.27	0	1 (1)	0	0	3 (0)	4 (1)				5	5	6		20,790	549	192	0	0	0	0	0
9	王子会	医療社団法人	H20.10.1	R4.9.30	0	3 (2)	0	0	0	3 (2)	26	20	6		29	7	8,680		5,863	2,010	0	0	0	0	0
10	たけの子クラブ	NPO法人	H20.10.1	R4.9.30	0	1 (1)	1 (0)	0	1 (1)	3 (2)	7	2		8	12	5	2,822		317	393	0	0	0	0	0
11	スリーピース	NPO法人	H22.6.10	R3.6.9	0	1 (1)	0	0	0	1 (1)			1		1	2	22	102	18	5	0	0	0	0	0
12	しんじゅ	社会福祉法人	H22.7.2	R3.7.1	0	3 (2)	0	0	0	3 (2)	13			4	15	10		5,700	380	224	0	0	0	0	0
13	うさぎ	一般社団法人	H23.9.7	R4.9.6	0	3 (2)	0	0	1 (1)	4 (3)	2	2		4	8	3	2,395		197	251	0	0	0	0	0
14	神戸医療生活協同組合	医療生協	H24.10.22	R2.10.21	0	3 (3)	0	0	0	3 (3)	39	52			88	5	15,955		3,528	1,576	0	0	0	0	0
15	神戸太陽の風	一般社団法人	H26.4.1	R4.3.31	0	1 (1)	0	0	0	1 (1)	2			1	3	2	416		47	30	0	0	0	0	0
16	フレンド	社会福祉法人	H26.4.1	R4.3.31	0	1 (0)	1 (1)	0	0	2 (1)	6			4	6	2	194		140	107	0	0	0	0	0
17	芳友	社会福祉法人	H28.9.13	R3.9.12	0	0 (0)	3 (0)	0	0	3 (0)	30				30	5	5,785		409	645	0	0	0	0	0
18	ひつじ会	NPO法人	H29.9.4	R4.9.3	0	1 (1)	0	0	0	1 (1)	2	1	1	2	5	1	291		154	58	0	0	0	0	0
19	神戸定住外国人支援センター	NPO法人	H29.9.22	R4.9.21	0	3 (1)	0	0	0	3 (1)	1	4	1		6	3	513		81	73	0	0	0	0	0
20	ピコタン	NPO法人	H30.5.1	R5.4.30	0	1 (1)	0	0	3 (2)	4 (3)	7			15	22	7	0		0	0	0	0	0	0	0
21	ぶな	一般社団法人	R1.10.1	R3.9.30	0	0 (0)	0	0	1 (0)	1 (0)				1	1	1	0		0	0	0	0	0	0	0
合計					0	43 (27)	7	0	17 (9)	67 (36)	207	123	27	94	350	93	—	—	23,803	15,670	0	0	0	0	0

※運送する旅客数については、重複して計上。ただし、合計数は実数で計上。

※No.6「特定非営利活動法人おりーむ二十一」、No.13「一般社団法人うさぎ」、No.20「ピコタン」は運送の区域が神戸市内と明石市他にまたがっており、各実績については、神戸市内のもの。

※走行キロ・時間については、No.8「特定非営利活動法人薫風」、No.11「スリーピース」、No.12「しんじゅ」は時間で、他事業所はキロで記載。







30年度(20法人)	0	41 (25)	7 (4)	4 (0)	18 (8)	70 (37)	198	118	32	137	354	98	—	—	22,157	15,438
------------	---	---------	-------	-------	--------	---------	-----	-----	----	-----	-----	----	---	---	--------	--------

「運営協議会における協議の基準」の改正
に関する会議資料

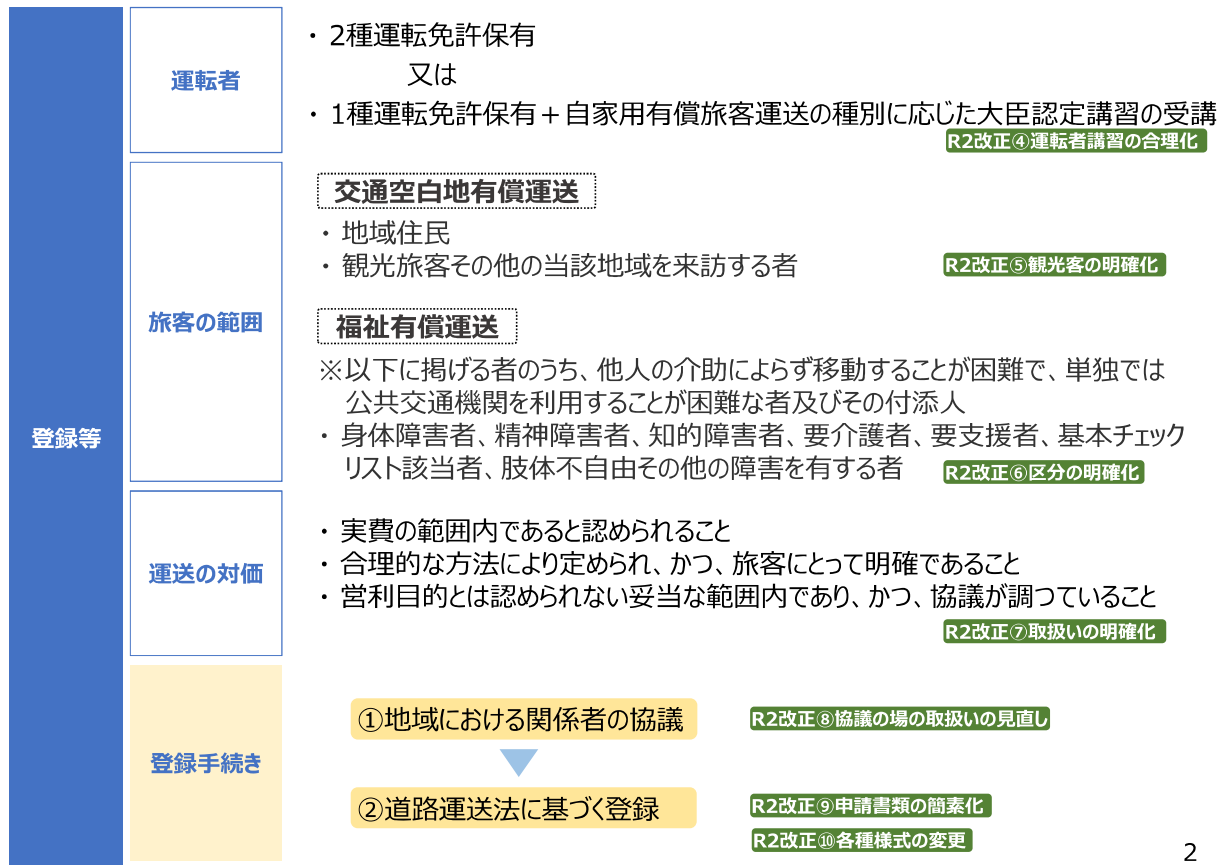
(目次)

- 資料5-1 R2.11自家用有償旅客運送制度に係る改正事項
…P1～
- 資料5-2 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律
の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令について
…P11～
- 資料5-3 道路運送法施行規則の一部改正に関する新旧対照表
※官報（号外第246号）より該当箇所抜粋
…P17～
- 資料5-4 神戸市福祉有償運送運営協議会協議基準に関する新旧対照表（案）
…P25～
- 資料5-5 【見え消し版】神戸市福祉有償運送運営協議会協議基準（案）
…P31～
- 資料5-6 【溶け込み版】神戸市福祉有償運送運営協議会協議基準（案）
…P37～

- ① 自家用有償旅客運送の種別の見直し
- ② 協議の方法に関する明確化
- ③ 事業者協力型自家用有償旅客運送制度の創設
- ④ 運転者講習の合理化
- ⑤ 観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化
- ⑥ 福祉有償運送の旅客の区分の明確化
- ⑦ 運送の対価の取扱いの明確化
- ⑧ 協議の場の取扱いの見直し
- ⑨ 申請書類の簡素化
- ⑩ 各種様式の変更

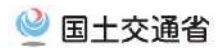
自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）									
概要	<p>□ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域における必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度。</p>								
種別	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 住民等のための「自家用有償旅客運送」 （交通空白地有償運送） </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」 （福祉有償運送） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> R2改正①種別の見直し </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> R2改正①種別の見直し </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 実施団体数（旧種別ごと）： 市町村運営有償運送（452団体） 公共交通空白地有償運送（124団体） ※全国1,724市町村の内501市町村で実施 （※平成31年3月31日時点） </td> <td style="padding: 5px;"> 実施団体数（旧種別ごと）： 市町村運営有償運送（109団体） 福祉有償運送（2482団体） （※平成31年3月31日時点） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  </td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> </table> <p>※平成27年4月より、事務権限（登録、指導・監督）の市町村長等への移譲（手上げ方式）を開始。 平成31年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体（8県、11市区町村）を指定済み。</p>	住民等のための「自家用有償旅客運送」 （交通空白地有償運送）	身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」 （福祉有償運送）	R2改正①種別の見直し	R2改正①種別の見直し	実施団体数（旧種別ごと）： 市町村運営有償運送（452団体） 公共交通空白地有償運送（124団体） ※全国1,724市町村の内501市町村で実施 （※平成31年3月31日時点）	実施団体数（旧種別ごと）： 市町村運営有償運送（109団体） 福祉有償運送（2482団体） （※平成31年3月31日時点）		
住民等のための「自家用有償旅客運送」 （交通空白地有償運送）	身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」 （福祉有償運送）								
R2改正①種別の見直し	R2改正①種別の見直し								
実施団体数（旧種別ごと）： 市町村運営有償運送（452団体） 公共交通空白地有償運送（124団体） ※全国1,724市町村の内501市町村で実施 （※平成31年3月31日時点）	実施団体数（旧種別ごと）： 市町村運営有償運送（109団体） 福祉有償運送（2482団体） （※平成31年3月31日時点）								
									
登録等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff; text-align: center; padding: 5px;">登録要件</td> <td style="padding: 5px;"> ① バス、タクシーによることが困難、かつ、R2改正②「合意」→「協議が調う」 ② 地域における必要な輸送であることについて、地域の関係者（※）の協議が調う ※地方運輸局又は運輸支局、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、運転者の組織する労働組合 ③ 必要な安全体制の確保 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff; text-align: center; padding: 5px;">有効期間</td> <td style="padding: 5px;"> 2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）※事業者協力型は5年 R2改正③事業者協力型の創設 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff; text-align: center; padding: 5px;">指導・監督</td> <td style="padding: 5px;"> 上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。 </td> </tr> </table>	登録要件	① バス、タクシーによることが困難 、かつ、 R2改正②「合意」→「協議が調う」 ② 地域における必要な輸送 であることについて、 地域の関係者（※）の協議が調う ※地方運輸局又は運輸支局、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、運転者の組織する労働組合 ③ 必要な安全体制の確保	有効期間	2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）※事業者協力型は5年 R2改正③事業者協力型の創設	指導・監督	上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。		
登録要件	① バス、タクシーによることが困難 、かつ、 R2改正②「合意」→「協議が調う」 ② 地域における必要な輸送 であることについて、 地域の関係者（※）の協議が調う ※地方運輸局又は運輸支局、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、運転者の組織する労働組合 ③ 必要な安全体制の確保								
有効期間	2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）※事業者協力型は5年 R2改正③事業者協力型の創設								
指導・監督	上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。								

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

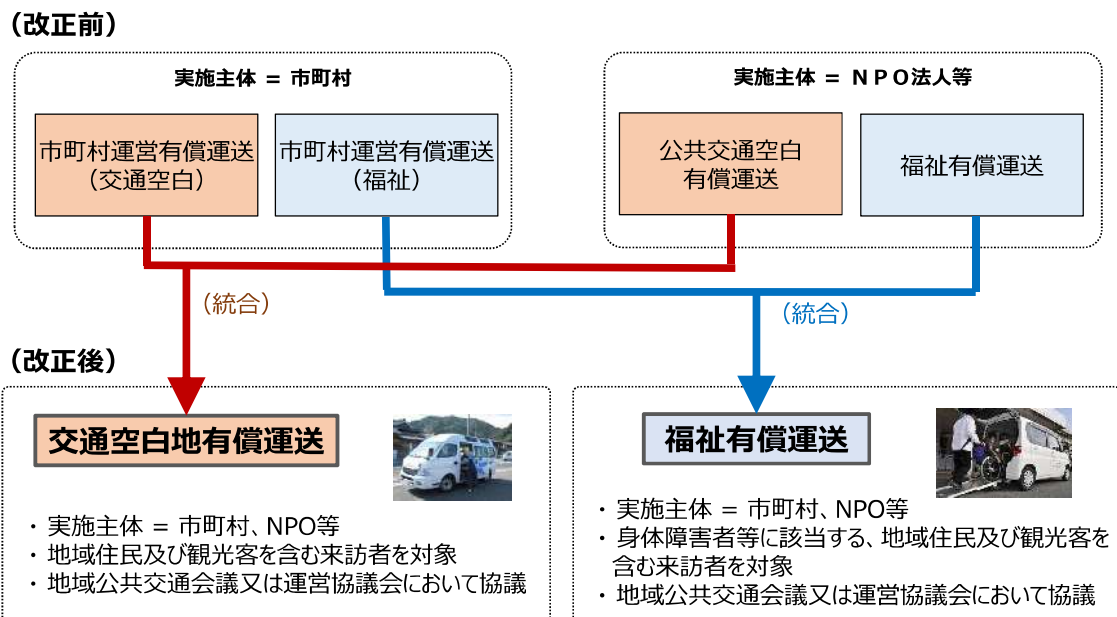


2

R2改正①自家用有償旅客運送の種別の見直し



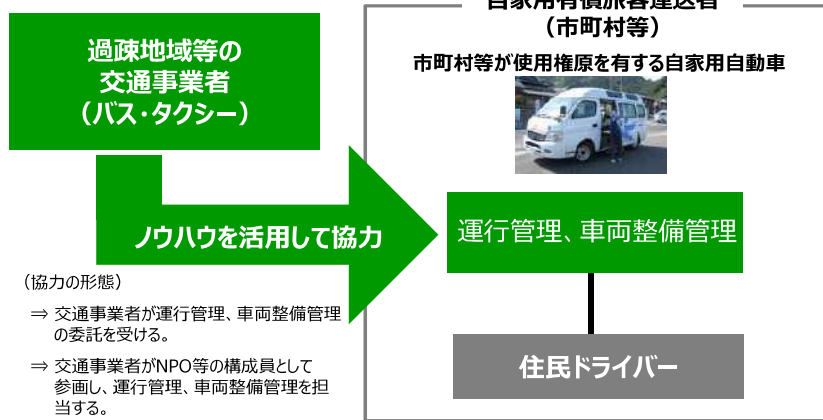
・交通空白地における住民の輸送と福祉目的の輸送は、議論すべき内容が異なるため、実施主体ではなく、運送目的に応じて協議できるよう、運送目的に応じて種別を見直し。



3

過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
 ⇒運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化

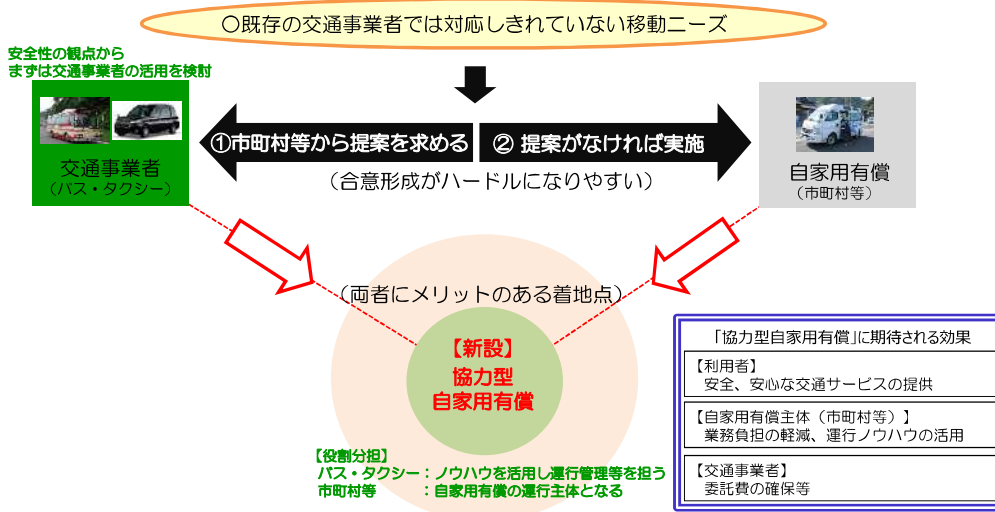
○事業者協力型自家用有償旅客運送の概要



【期待される効果】		
【利用者目線】 ・安全、安心な交通サービスの提供	【主体目線】 ・業務負担の軽減 ・運行ノウハウの活用	【交通事業者目線】 ・委託費の確保 等

課題

○地域に、既存の交通事業者では対応しきれない移動ニーズが明らかになった場合、
 ・交通事業者（バス・タクシー）による移動手段の確保
 ・市町村等による自家用有償旅客運送の実施
 の二者択一の選択肢についての協議となり、意見が対立し、合意形成がハードルになりやすい。



「協力型」の制度化により、両者にメリットのある着地点を提案し、合意形成を容易化

【制度のねらい】

(利用者)

- ・バス・タクシー事業者が、運行管理、車両整備管理に協力することで、より安心、安全なサービスを受けることが可能。

(運送主体)

- ・運行管理等に関する業務負担の軽減や運行ノウハウの活用を図ることが可能。

(バス・タクシー事業者)

- ・委託費の確保等による収入面での向上が期待。

【「協力」の方法】

- ・バス・タクシー事業者が協力する事項は、運行管理、車両整備管理。
- ・協力する事業者で運行管理者等に選任されている者が、運行管理の責任者、整備管理の責任者として選任され、業務を行う必要がある。

【手続きの円滑化】

- ・新規登録や、一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は5年（通常は2年又は3年）。
- ・運転免許証（写）など、一部の提出書類の省略が可能。

【事故時の責任関係】

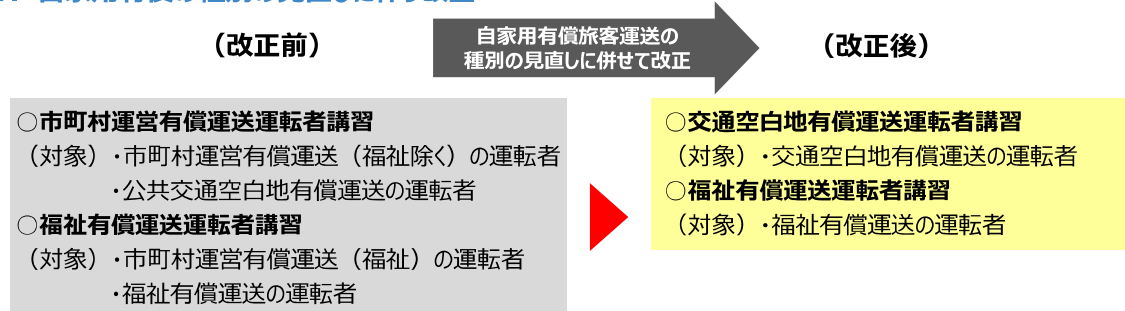
- ・運行中に生じた事故等によって生じた第三者に対する損害賠償責任の内部的な負担割合を明確にするため、「事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係に係るガイドライン」を参照し、業務の受委託に際して、損害賠償責任の内部的な負担割合や、協力事業者の業務について明確化しておくことが望ましい。

6

R2改正④運転者講習の合理化

・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴い、講習の種類を見直すとともに、講習の合理化等を行う。

1. 自家用有償の種別の見直しに伴う改正



2. 複数種類の講習に共通する科目は、重複する受講が不要であることの明確化

- ・「交通空白地有償運送運転者講習（市町村運営有償運送等運転者講習を含む。）」を修了した者は、「福祉有償運送運転者講習」等のうち、一部の講習科目を修了したものとみなす。
- ・「福祉有償運送運転者講習」等の修了証を交付された者は、「交通空白地有償運送等運転者講習」についても修了したものとみなす。

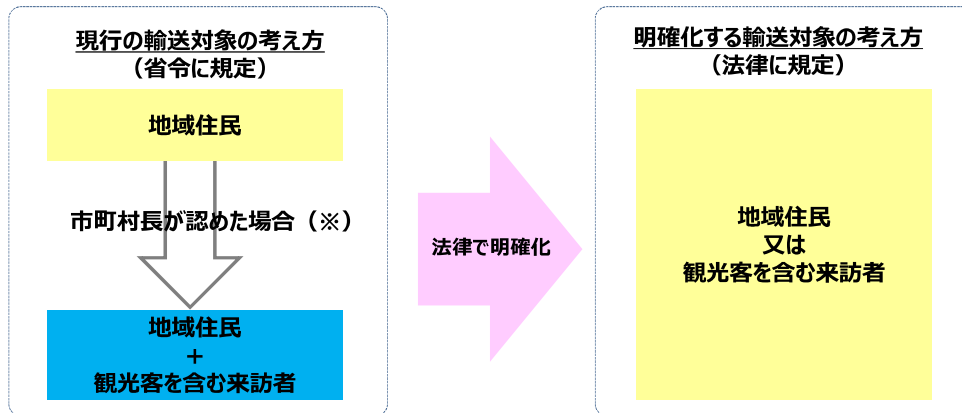
3. 出張講習、遠隔システムを活用した講習に係る取り扱いの規定

- ・出張講習の実施にあたっては、適当な指導を行うことが可能な場所を確保していると認められること。
- ・遠隔システムを活用した講習の実施にあたっては、受講者の受講状況を的確に把握し、かつ、演習を別途実施することが可能であると認められること。

4. 施行規則第51条の16第1項第2号に規定する同項第1号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件に、協力事業者が行う指導監督を追加

7

- 地域住民だけでなく観光客を含む来訪者も対象とすることを法律において明確化。

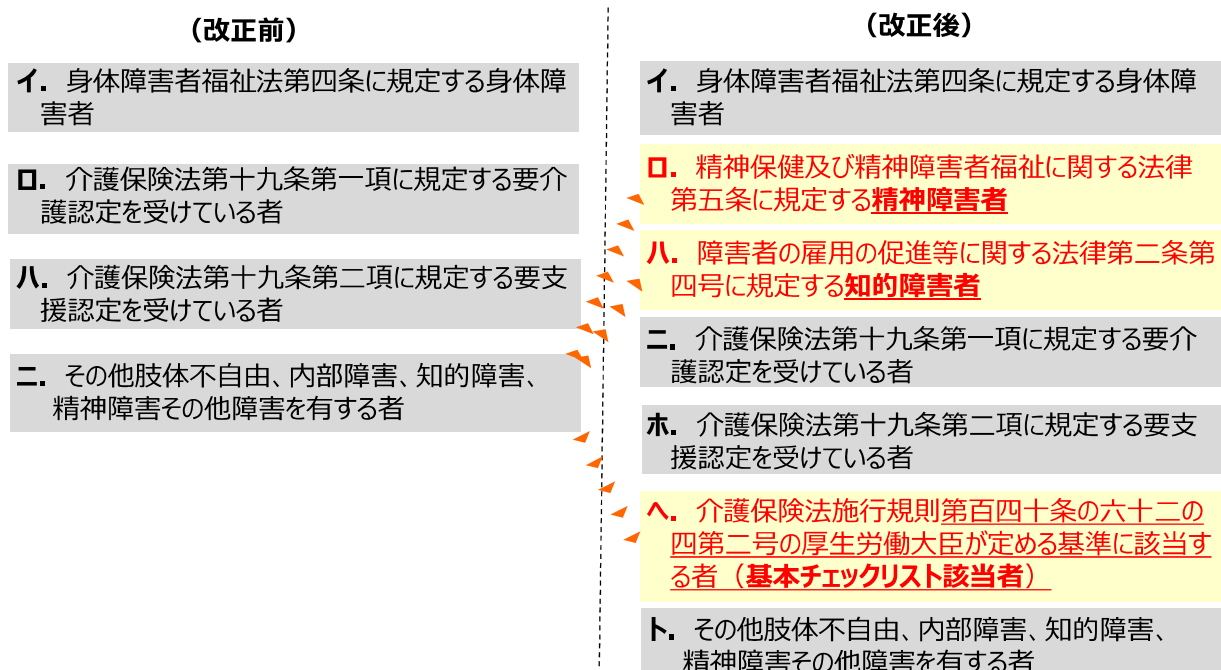


(※) 地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを市町村長が認めた場合

【期待される効果】

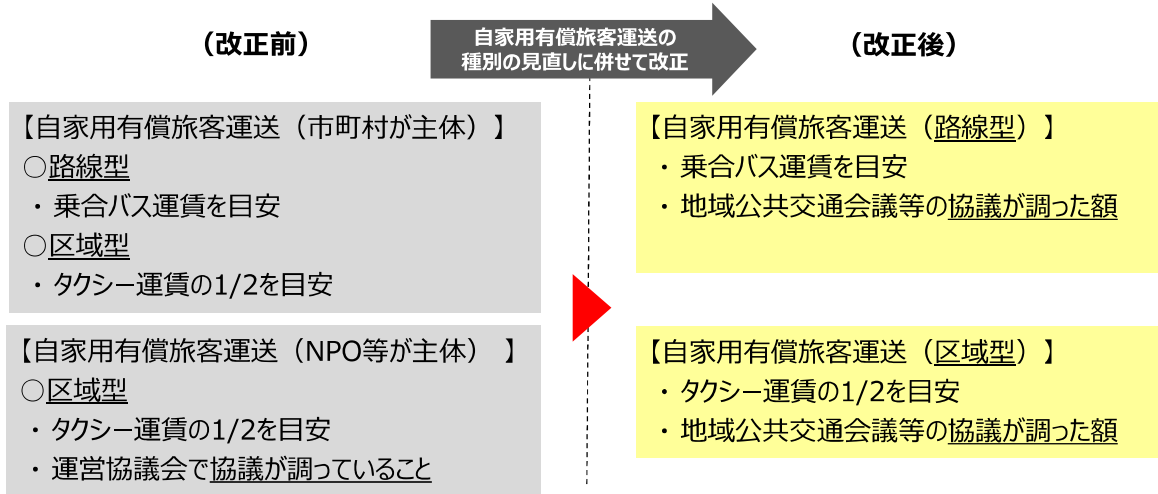
- ・インバウンドを含む観光ニーズの取り込みにより、生活交通も含め、地域交通の持続性が高まる
- ・観光客の移動ニーズに対応し、地域の観光資源の活用を図る

- ・福祉有償運送の旅客の範囲の区分について、「基本チェックリスト該当者」が対象となること等を省令において明確化



・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴う改正を行うとともに、目安の取扱いを明確化する改正

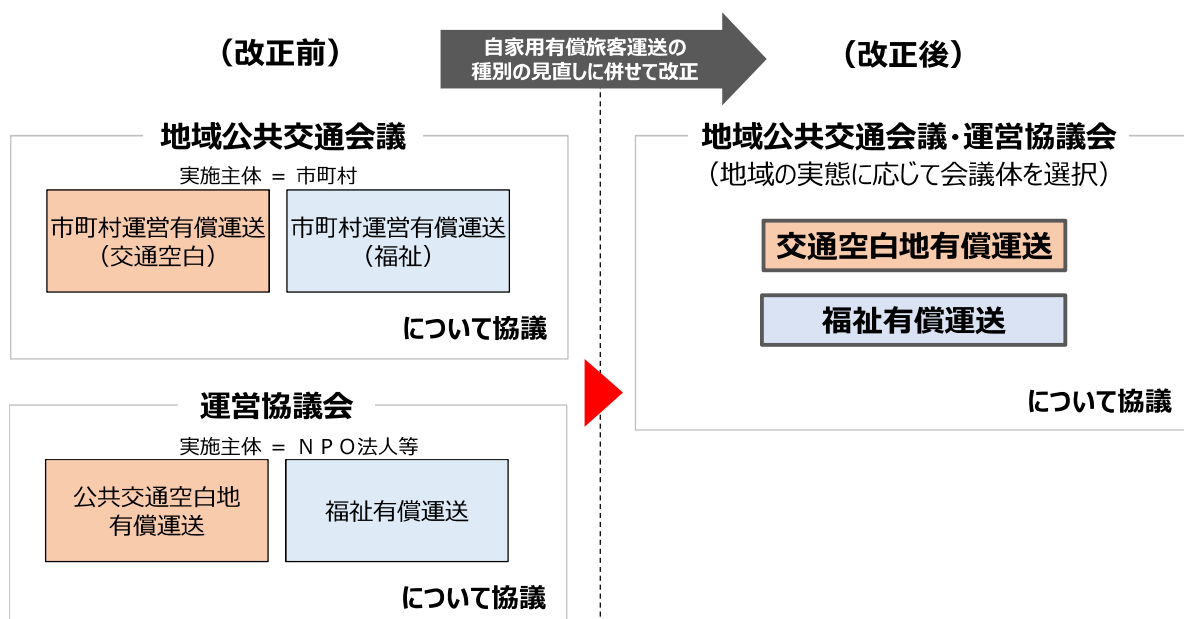
1. 自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴う改正



2. 取扱いの明確化

・改正通達に「地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することも可能である。」と規定。

・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴い、種別に関わらず、当該運送の実施について、地域公共交通会議、運営協議会等において協議が可能に。



※ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に規定する「協議会」においても協議を行うことが可能

※ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に規定する「協議会」においても協議を行うことが可能

・協議にかかる文言の改正等の見直しを行うとともに、地域において会議が組織されていない場合の取扱いを規定。

・ 文言の改正（道路運送法79条の4第5号）

(改正前)
「合意」



(改正後)
「協議が調う」

※全会一致が求められるとの誤認を回避する趣旨

・ 関係者による協議にかかる要件の見直し

(改正前)

地域公共交通会議等で
協議が調っているとき



(改正後)

地域公共交通会議等で
協議が調っているとき

地域公共交通計画（※）において、
**自家用有償旅客運送を導入すること
が定められているとき**

（※）「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に規定する、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画

・ 地域において会議が組織されていない場合の取扱いの規定

申請者は、以下の関係者に持ち回りで了解を得るなどの方法で協議を調えることにより地域公共交通会議等の協議に代えることが可能。

- ①関係地方公共団体の長 ②バス、タクシー事業者及びその組織する団体
- ③住民又は旅客（市町村において選定した代表者） ④バス、タクシーの運転者が組織する団体
- ⑤その他、当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

・（改正通達）「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針」及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針」において、登録申請の添付書類は以下のように規定

新規登録申請の添付書類	更新登録申請の取扱い	事業者協力型の登録申請の取扱い
定款・登記簿謄本・役員名簿	省略可（変更が無い場合）	
路線図（※福祉有償運送は除く）	省略可（変更が無い場合）	
欠格事由に該当しない旨の宣誓書		
協議が調ったことを証する書類		
【新設】 車両一覧表（参考様式イ）		
車検証、使用承諾書等（持込車両の場合）	省略可（変更が無い場合）	
【新設】 運転者一覧表（参考様式ロ）		
運転者就任承諾書（様式4号）		省略可
運転免許証（写）		省略可
大臣認定講習修了証（写）		省略可 （セダン等運転者講習は除く）
協力型の宣誓書（様式5号）（協力型の場合）		
運行管理、整備管理、事故時の連絡、の体制図		
保険証券等（写）		省略可
協力型の宣誓書（様式9号）（協力型の場合）		
旅客の名簿（※福祉有償運送のみ）		

新規登録【様式2-1】

更新登録【様式2-2】

事務所の名称	所有区分	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

事務所の名称	所有区分	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	軽自動車 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、()内に内数で記載すること
事業用自動車については、※欄に記入すること

軽自動車については、()内に内数で記載すること
事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲
- イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - ロ 精神障害及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
 - ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
 - ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
 - ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
 - ヘ 介護保険法施行規則第140条の2の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
 - ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

6. 運送しようとする旅客の範囲
- イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - ロ 精神障害及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
 - ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
 - ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
 - ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
 - ヘ 介護保険法施行規則第140条の2の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
 - ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

事業者協力型の場合において、事業用自動車の持ち込みをする場合の台数

旅客の区分が変更

7. 運送の区域ごとの対価の額
(必要に応じ関係資料を添付のこと)
8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所
9. 添付書類
(1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
(2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
(3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
(4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類
(5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
(6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
(7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
(8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
(9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
(10) 運送しようとする旅客の名簿

7. 運送の区域ごとの対価の額
(必要に応じ関係資料を添付のこと)
8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所
9. 添付書類
(1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
(2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
(3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
(4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類
(5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
(6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
(7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
(8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
(9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
(10) 運送しようとする旅客の名簿

運行管理の体制等を記載した書類【様式7】(旧)【様式6】

様式第7号

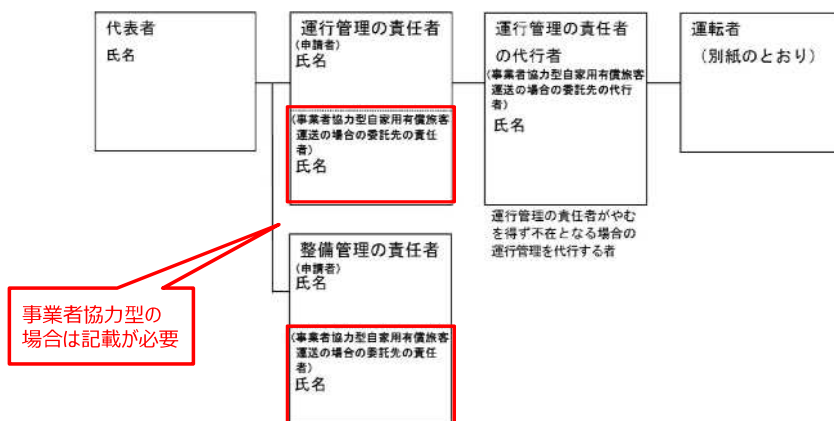
運送の主体(申請者名)

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) (イ) 略



旅客の名簿【参考様式八】(旧)【参考様式イ】

(施行規則第51条の25関係) 参考様式第8号

旅客の名簿
(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

イ 身体障害者
ロ 精神障害者
ハ 知的障害者
ニ 要介護認定者
ホ 要支援認定者
ヘ 基本チェックリスト該当者
ト その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)

(施行規則第51条の25関係) 参考様式第8号

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

身体障害者	人数	要介護認定者	人数
5級		要介護1	
5級		要介護2	
4級		要介護3	
3級		要介護4	
2級		要介護5	
1級		合計	
合計		要支援認定者	人数
精神障害者	人数	要支援1	
3級		要支援2	
2級		合計	
1級		基本チェックリスト該当者	人数
合計		合計	
知的障害者	人数	その他の障害を有する者	人数
軽度		肢体不自由	
中度		内部障害	
重度		知的障害(認定者を除く)	
合計		精神障害(認定者を除く)	
総合計		その他	
		合計	
		総合計	

車両一覧(参考様式イ)

(施行規則第51条の3第5号関係) 参考様式第イ号

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (任)	所有者名	使用者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

運転者一覧(参考様式ロ)

(施行規則第51条の3第6号関係) 参考様式第ロ号

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

事業用自動車の持ち込み実績（様式2-6）

※事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合に限る

運転者要件に係る宣誓書（様式5）

様式第2-6号
(年号) 年 月 日
〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

様式第5号

名 称
住 所
代表者の氏名
福祉有償運送に係る事業用自動車の持ち込み実績報告書 (年度)

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

当社が協力する事業者協力型自家用有償旅客運送においては、当社との雇用関係の有無にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所定の運転免許証を所持し、道路運送法施行規則第51条の16第1項各号に掲げる要件を備えていることについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

日付	持ち込み者	車両登録番号	使用時間	理由
例 3月14日	〇〇交通	〇〇200あ123	〇時間	故障車両の代替
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

※ この報告書は、前年4月1日から本年3月31日の間に係る運行を受託している福祉有償運送において、事業用自動車を使用した分について記載すること。

事業者協力型の場合は、上記宣誓書の提出をもって、個別の運転者の免許証や福祉有償運送の講習の修了証等の運転者要件の確認資料の提出を省略可能。

※事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合に限る

任意保険に関する宣誓書（様式9）

様式第9号

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

当社の協力する事業者協力型自家用有償旅客運送に使用する自動車については、道路運送法施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等により、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

事業者協力型の場合は、本宣誓書の提出をもって、任意保険の証書の提出を省略可能。

**持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う
国土交通省関係省令の整備等に関する省令について**

総合政策局地域交通課
自動車局旅客課
総合政策局物流政策課
鉄道局都市鉄道政策課

1. 背景

第201回国会において、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）が、令和2年5月27日に成立、6月3日に公布されたところ。

今般、同法の施行に伴い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第80号）、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）、自動車道事業規則（昭和26年運輸省・建設省令第2号）及び旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成17年国土交通省令第100号）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成15年国土交通省令第102号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 制定しようとする内容

1. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則関係

(1) 地域旅客運送サービス継続事業の要件（法第2条第11号関係）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条第11号の国土交通省令で定める選定の方法は、公募によるものとし、当該公募の際には、公募の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を示して行うものとする。また、実施方針には、地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況や、当該路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（継続旅客運送）に係る運送機関の種類、態様その他の内容等を定めることとする。

(2) 地域公共交通利便増進事業の内容（法第2条第13号ト関係）

法第2条第13号トの国土交通省令で定めるものは、異なる公共交通事業者等との間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善（法第2条第13号ホに掲げるものに該当するものを除く。）、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカード又は二次元コードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置（法第2条第13号イからへまでに掲げるものと併せて行うものに限る。）とする。

(3) 地域公共交通計画の定量的な目標（法第5条第4項関係）

法第5条第4項の国土交通省令で定める定量的な目標は、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、その費用に係る国又は地方公共団体の支出の額等とする。

- (4) 地域旅客運送サービス継続実施計画の記載事項（法27条の2第2項第7号関係）
法第27条の2第2項第7号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- ① 地域公共交通計画に地域旅客運送サービス継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
 - ② 上記のほか、地域旅客運送サービス継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
- (5) 地域旅客運送サービス継続実施計画の同意対象（法第27条の2第3項関係）
法第27条の2第3項の国土交通省令で定める者は、地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る特定旅客運送事業を営む者や、当該特定旅客運送事業を営む者に代わって引き続き当該路線等における運送を実施しようとする者等とする。
- (6) 貨客運送効率化実施計画の記載事項（法27条の8第2項第6号関係）
法27条の8第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- ① 地域公共交通計画に貨客運送効率化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
 - ② 上記のほか、貨客運送効率化事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
- (7) 地域公共交通利便増進実施計画の記載事項（法27条の16第2項第7号関係）
法27条の16第2項第7号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- ① 地域公共交通計画に地域公共交通利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
 - ② 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
 - ③ 上記のほか、地域公共交通利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
- (8) 地域公共交通利便増進実施計画の同意対象（法第27条の16第3項関係）
法第27条の16第3項の国土交通省令で定める者は、地域公共交通利便増進実施計画に係る地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者等とする。
- (9) 地域公共交通利便増進実施計画の公表の方法（法第27条の16第5項関係）
法27条の16第5項の国土交通省令で定める公表は、地域公共交通利便増進実施計画の概要について行うものとし、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (10) 新モビリティサービス事業計画の記載事項（法36条の2第2項第6号関係）
法36条の2第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- ① 新モビリティサービス事業の実施に必要なデータ連携に係る事項
 - ② 新モビリティサービス事業と連携して実施される事業がある場合には、当該事業に関する事項
 - ③ 上記のほか、新モビリティサービス事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
- (11) 共通乗車船券に係る届出の方法（法第36条の3第1項関係）

法第36条の3第1項の国土交通省令で定める届出の方法は、共通乗車船券を発行しようとする旅客運送事業者の氏名又は名称及び住所、旅客運送事業者を代表する者の氏名又は名称、割引を行おうとする運賃又は料金の種類、共通乗車船券の名称、発行価額等を記載した届出書を提出することとする。

(12) その他

その他所要の規定の整備を行う。

2. 道路運送法施行規則（以下「運送法施行規則」という。）関係

(1) 地域公共交通会議の協議対象の拡大（運送法施行規則第9条の2関係）

地域公共交通会議における協議の対象を現行の「一般乗合旅客自動車運送事業」から「一般旅客自動車運送事業」に拡大し、また、自家用有償旅客運送についても種別を問わず協議対象にするため、「市町村運営有償運送」を「自家用有償旅客運送」に改めることとする。

(2) 営業区域外旅客運送の禁止規定の例外（運送法施行規則第18条の2関係）

改正法の施行に伴い、法第20条第2号の「地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合」として、下記の2つの場合を定めることとする。

- ・過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の営業区域内の一般旅客自動車運送事業者では輸送が困難な場合（第1号）
- ・一時的な輸送需要量の増加に対し、当該地域の営業区域内の一般旅客自動車運送事業者では輸送需要への対応が困難な場合（第2号）

(3) 福祉有償運送の対象の整理（運送法施行規則第49条関係）

実情に合わせ、福祉有償運送の対象の明確化を行うこととする。

(4) 自家用有償旅客運送の種別の見直し（運送法施行規則第51条関係）

現行では、自家用有償旅客運送の種別は実施主体及び運送目的に応じて3類型に整理されているところ、種別を見直し、運送目的に応じて下記の2類型に整理することとする。

- ① 交通空白地有償運送
市町村又はNPO法人等が主体となって、交通空白地において地域住民又は観光旅客等の運送を行うもの
- ② 福祉有償運送
市町村又はNPO法人等が主体となって、単独での公共交通機関の利用が困難である身体障害者等を対象に、原則、ドアtoドアの個別輸送を行うもの

(5) 事業者協力型自家用有償旅客運送において、事業者が協力する事項（運送法施行規則第51条の2の2関係）

法第79条の2第1項第5号で定める事業者協力型自家用有償旅客運送において一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う事項として国土交通省令で定める事項は、整備管理の体制の整備とする。

(6) 登録簿の公表（運送法施行規則第51条の5関係）

登録簿の縦覧方法を、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネ

ットの利用その他の方法により公表することとする。

(7) 関係者間の協議が調っていないとき（運送法施行規則第51条の7関係）

法第79条の4第1項第5号の関係者間において協議が調っていないときは、次に掲げるいずれにも該当するときとする。

- ① 自家用有償旅客運送について地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議が調っていないとき
- ② 改正後の地域公共交通活性化再生法第5条第1項に規定する地域公共交通計画に、自家用有償旅客運送の導入について定められていないとき

(8) 旅客の名簿の取り扱い（運送法施行規則第51条の25関係）

自家用有償旅客運送の種別を見直し、運送目的に応じて2類型に整理し、また、改正法により、交通空白地有償運送については、観光旅客を含む来訪者も運送対象となることから、地域住民以外の不特定多数の者の利用が見込まれることとなる。

以上のことから、交通空白地有償運送については、その運送主体に対して旅客の名簿の作成・設置義務を課さないこととする。なお、市町村が実施主体の場合は福祉有償運送の場合においても従来どおり名簿の作成・設置義務を課さないこととする。

(9) 通知の対象及び内容（運送法施行規則第60条の4及び5関係）

① 通知の対象

法第91条の2に規定する通知制度の趣旨は、一般乗合旅客自動車運送事業者の新規参入申請について関係地方公共団体に通知し、地域での協議を促進することにあるため、通知の対象は、法第4条第1項の新規事業許可に加え、法第15条第1項の認可申請については路線の新設に係るもの（旅客の利便に及ぼす影響が比較的小さい場合を除く。）に限定することとする。

② 通知の内容

通知の内容は申請者に関する事項及び路線図その他路線に関する事項とする。

(10) その他

その他所要の規定の整備を行う。

3. 旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）関係

(1) 一般旅客自動車運送事業者による運賃及び料金等の公示方法（運輸規則第7条の2等関係）

改正法において、国土交通省令で定めるところにより、運賃、料金等を公示しなければならないとされたため、公示方法を規定することとする。

公示方法については、インターネットによる公表等、事業者と利用者双方にとって合理的となる公示方法も認めることが、利用者利便の観点から利用者に広く知らしめるためにも望ましいが、一方で、インターネットを利用できない人も一定数存在することから、営業所等への掲示義務を当面は引き続き維持することとする。

(2) 旅客の禁止行為の規定の対象拡大と整理（運輸規則第52条及び第53条関係）

法第28条に基づき、物品の持込制限（運輸規則第52条）及び禁止行為（運輸規則第53条）の対象を「一般乗合旅客自動車運送事業者」から「旅客自動車運送事業者」に改めることとする。

一方、車内での演説等、対象を拡大することによって支障が生じるおそれのある事項

については、禁止行為の対象から除外する。

また、物品の持込制限に係る別表について、社会情勢等に応じて臨機応変に対応する必要性があることから、告示事項とすることとする。

(3) その他

その他所要の規定の整備を行う。

4. 自動車道事業規則関係

改正法において、自動車道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、一般自動車道の使用料金、供用約款等を公示しなければならないとされたため、公示方法を規定することとする。

公示方法については、インターネットによる公表等、事業者と利用者双方にとって合理的となる公示方法も認めることが、利用者利便の観点から利用者に広く知らしめるためにも望ましいが、一方で、インターネットを利用できない人も一定数存在することから、営業所等への掲示義務を当面は引き続き維持することとする。

5. 旅客自動車運送事業等報告規則関係

自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴い、自家用有償旅客運送輸送実績報告書（第6号様式）について所要の改正を行う。

6. 国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（以下「物効法施行規則」という。）関係

改正法による改正前の物効法第4条第7項においては、主務大臣による総合効率化計画認定時の道路管理者への意見聴取の手続き等に関して国土交通省令で定めることとしている。当該規定を受けた物効法施行規則においては、同項を引用しているところ、今般の同法の改正により同項に条項移動が生じたことから、物効法施行規則においても条項ズレに対する措置を行う。

7. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（以下「機構省令」という。）関係

(1) 監事の調査対象となる書類（機構省令第3条）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の監事の調査対象となる書類として、物効法の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類を追加する。

(2) 業務方法書の記載事項（機構省令第4条）

機構の業務方法書の記載事項として、機構法第13条第1項第10号に規定する物効法第20条の2第1項に規定する業務に関する事項を追加する。

(3) その他

その他所要の規定の整備を行う。

3. スケジュール

公 布 : 令和2年11月27日
施 行 : 令和2年11月27日

別表第四 (第三十八条関係)

規定	事項	書類
(略)	(略)	(略)
法第三十五条第一項	海上運送法施行規則第八條各号に掲げる事項	(略)
(略)	(略)	(略)
海上運送法第十一條第一項の認可に係る部分	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第五 (第三十九条関係)

規定	事項	書類
(略)	(略)	(略)
法第三十五条第二項	海上運送法施行規則第八條各号に掲げる事項	(略)
(略)	(略)	(略)
海上運送法第十一條第一項の認可に係る部分	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第四 (第三十八条関係)

規定	事項	書類
(略)	(略)	(略)
法第三十五条第一項	海上運送法施行規則第八條第一項各号に掲げる事項	(略)
(略)	(略)	(略)
海上運送法第十一條第一項の認可に係る部分	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第五 (第三十九条関係)

規定	事項	書類
(略)	(略)	(略)
法第三十五条第二項	海上運送法施行規則第八條第一項各号に掲げる事項	(略)
(略)	(略)	(略)
海上運送法第十一條第一項の認可に係る部分	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第二條 (道路運送法施行規則の一部改正)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正前欄及び改正後欄に対応するものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法第九条第四項の協議が調つたとき)

(法第九条第四項の合意しているとき)

第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下(地域公共交通会議の構成員)

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九條第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下(地域公共交通会議の構成員)

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 (略)

一 (略)

二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ・ロ (略)

二 (略)

3 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る第四十九条に規定する特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について地域公共交通会議において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出)

第十条 法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。

一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃

イ (略)

ロ 専ら一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域を越え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの(第十五条の十三第一項において「長距離急行運送」という。)に係る運賃

ハ (略)

ニ・三 (略)

2、4 (略)

(法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合)

第十八条の二 法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合

二 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合

(法第二十条第二号の關係者)

第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行うものであつて、次に掲げるものとする。

一 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送(以下「交通空白地有償運送」という。)

(削る)

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ・ロ (略)

二 (略)

(新設)

(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出)

第十条 法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。

一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃

イ (略)

ロ 専ら一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域を越え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの(第十五条の十三第一項において「長距離急行運送」という。)に係る運賃

ハ (略)

ニ・三 (略)

2、4 (略)

(新設)

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送(以下「市町村運営有償運送」という。)

(自家用有償旅客運送)

二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送(以下「公共交通空白地有償運送」という。)

(新設)

(新設)

二 乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十五の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ（略）

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用等の促進に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者

ニ・ホ（略）

ヘ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

ト（略）

（削る）

（家用有償旅客運送の種類）

第五十一条 法第七十九条の二第二項第二号の国土交通省令で定める家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 一 交通空白地有償運送
- 二 福祉有償運送

（削る）

（申請書の記載事項）

第五十一条の二 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 路線又は運送の区域
- 二・三（略）

（法第七十九条の二第一項第五号の事項）

第五十一条の二の二 法第七十九条の二第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備とする。

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（次項第三号において「身体障害者等」という。）であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ（略）

（新設）

（新設）

ロ・ハ（略）

（新設）

ニ（略）

2 当該区域又は地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該区域又は地域を管轄する市町村長が認めた場合には、次の各号に掲げる運送を行う者は、それぞれ、当該各号に定める旅客の運送を行うことができる。

- 一 前項第一号に掲げる運送を行う者 当該区域への来訪者又は当該区域の滞在者
- 二 前項第二号に掲げる運送を行う者 当該地域への来訪者又は当該地域の滞在者のうち当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者でない者（同号の同伴者を除く。）
- 三 前項第三号に掲げる運送を行う者 身体障害者等のうち第五十一条の二十五の名簿に記載されていない者及びその付添人

（家用有償旅客運送の種類）

第五十一条 法第七十九条の二第二項第二号の国土交通省令で定める家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 一 市町村運営有償運送
- 二 公共交通空白地有償運送
- 三 福祉有償運送

（申請書の記載事項）

第五十一条の二 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 路線又は運送の区域（公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送の区域）
- 二・三（略）

（新設）

(申請書に添付する書類)
第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定非営利活動法人等にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(第四十八条第二号及び第九号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの)

二 路線を定めて自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、路線図

(略)

四 地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会(以下「地域公共交通会議等」という。)において協議が調つていることを証する書類(第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画)

(削る)

五・六 (略)

七 福祉自動車(第四十九条第二号イからトまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車)をいう。以下同じ。以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類

八・十一 (略)

十二 特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿(運送の区域)

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域(第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画)において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められている区域)とする。

(略)

2 (自家用有償旅客運送者登録簿)

第五十一条の五 (略)

2 権限行政庁は、法第七十九条の三第三項の登録簿を当該権限行政庁の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(登録証)

第五十一条の六 権限行政庁は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

一・五 (略)

六 事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

(法第七十九条の四第一項第五号の協議が調つていないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の協議が調つていないときは、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る自家用有償旅客運送について次のいずれにも該当しないと

(申請書に添付する書類)
第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(第四十八条第二号及び第九号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの)

二 路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、路線図

(略)

四 市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議又は協議会において協議が調つていることを証する書類

(削る)

五 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第五十一条の七に規定する運営協議会において協議が調つていることを証する書類

六・七 (略)

八 福祉自動車(第四十九条第三号イからニまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車)をいう。以下同じ。以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類

九・十二 (略)

十三 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿(運送の区域)

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

(略)

2 (自家用有償旅客運送者登録簿)

第五十一条の五 (略)

(新設)

第五十一条の六 権限行政庁は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

一・五 (略)

(新設)

(法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定に

一 地域公共交通会議、協議会又は運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調つていないとき。

二 前号に掲げる場合のほか、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第十項の協議を経て作成し、又は変更された同条第二項に規定する地域公共交通計画（以下単に「地域公共交通計画」という。）において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められているとき。

（運営協議会の構成員等）
 第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 五 （略）

六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等

3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 五 （略）

六 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うおととする者にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

2 五 4 （略）
 （変更登録）

第五十一条の十一 法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 四 （略）

五 新たに事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

六 現に行つている事業者協力型自家用有償旅客運送を行わないこととする場合にあつては、その旨

2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 （略）

二 第五十一条に規定する自家用有償旅客運送の別を変更し、又は第五十一条の二第一号に掲げる路線若しくは運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は増加について、地域公共交通会議等において協議が調つていないことを証する書類（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該変更又は増加に係る変更後の同号の地域公共交通計画）

よる登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調つていないときとする。

（新設）

（運営協議会の構成員等）
 第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 五 （略）

六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等

3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 五 （略）

六 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うおととする者にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

（新設）

2 五 4 （略）
 （変更登録）

第五十一条の十一 法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 四 （略）

五 新たに事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

六 現に行つている事業者協力型自家用有償旅客運送を行わないこととする場合にあつては、その旨

2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 （略）

二 市町村運営有償運送を行う者が第五十一条の二第一号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあつては、当該増加について、地域公共交通会議又は協議会において協議が調つていないことを証する書類

(削る)

三 (略)

3 (略) (軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 自家用有償旅客運送の種別(交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。)

三 五 (略)

六 運送しようとする旅客の範囲(縮小する場合に限る。)

七 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所(当該一般旅客自動車運送事業者の変更を伴わない場合に限る。)

2 5 4 (略)

(旅客から收受する対価の公示等)

第五十一条の十四 自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を公示し、又はあらかじめ旅客に対し、書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の公示は、事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

一 二 (略)

三 当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、地域公共交通会議等において協議が調っていること(第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。)

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者(当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡つて二年以内に停止された者を除く。)であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 二 (略)

2 5 6 (略)

三 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う者が法第七十九条の二第二項第二号に掲げる事項を変更し、又は第五十一条の二第一号に掲げる運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は増加について、運営協議会において協議が調っていることを証する書類

四 (略)

3 (略) (軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 自家用有償旅客運送の種別(公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。)

三 五 (略)

六 運送しようとする旅客の範囲(新設)

(新設) 運送しようとする旅客の範囲

2 5 4 (略)

(旅客から收受する対価の揭示等)

第五十一条の十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

一 二 (略)

三 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内に停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 二 (略)

2 5 6 (略)

第五十一条の十七 (略)

2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者(事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者の事務所にあつては、法第二十三条第一項の運行管理者)の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十(同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十)で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

一、三 (略)

第五十一条の十九 (略)

3 自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

(自家用有償旅客運送自動車内の掲示)

第五十一条の二十四 自家用有償旅客運送を行う市町村は、第五十一条の十四第一項の対価のほか、自家用有償旅客運送自動車内に、当該市町村の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一・二 (略)
三 運送を必要とする理由
四 (略)

(通知の対象)

第六十条の四 法第九十一条の二第一項の国土交通省令で定めるものは、路線の新設に係るもの(当該路線に停留所が存しない場合その他の旅客の利便に及ぼす影響が比較的小さい場合を除く。)とする。

(地方公共団体への通知)

第六十条の五 法第九十一条の二第一項の規定により行う通知は、同項に規定する許可又は認可の申請に係る次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 路線図その他路線に関する事項

第五十一条の十七 (略)

2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十(同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十)で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

一、三 (略)

第五十一条の十九 (略)

3 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

(自家用有償旅客運送自動車内の掲示)

第五十一条の二十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車内に、当該自家用有償旅客運送者の名称、当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名及び自動車登録番号並びに旅客から收受する対価に関する事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一・二 (略)
三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由
四 (略)

(新設)

(新設)

(法第九十一条の二第二項の關係者)
第六十条の六 法第九十一条の二第二項の国土交通省令で定める關係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。
 第 2 号様式 (第 51 条の 5 関係)

白家用有償旅客運送者登録簿

運送の種類別	交通空白地有償運送		福祉有償運送	
	名称	位置	名称	位置
事務所の名称及び位置	名称	位置	名称	位置
路線又は運送の区域				
運送する旅客の範囲				
事業者協力型白家用有償旅客運送を行うときは、協力を得る一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所
備考				

第三条 (自動車道事業規則の一部改正)

自動車道事業規則 (昭和二十六年運輸省・建設省令第二号) の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

<p>(公示方法)</p> <p>第二十一条の二 法第六十四条の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

(新設)
 第 2 号様式 (第 51 条の 5 関係)
 白家用有償旅客運送者登録簿

運送の種類別	市町村運営有償運送		公共交通空白地有償運送		福祉有償運送	
	名称	位置	名称	位置	名称	位置
事務所の名称及び位置	名称	位置	名称	位置	名称	位置
路線又は運送の区域						
運送する旅客の範囲						
備考						

改正前

第四条 (旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和三十二年運輸省令第四十四号) の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下この条において「対象規定」という。) は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

新旧対照表 (神戸市福祉有償運送運営協議会基準)

() は、改正部分をさす。

現 行	改 正 案
<p>神戸市福祉有償運送運営協議会協議基準</p> <p>平成20年2月29日 一部改定 <u>平成25年7月25日</u> 神戸市福祉有償運送運営協議会</p> <p>道路運送法第79条の2の規定による自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録に係る運営協議会における協議の基準について</p> <p>(運送の対象)</p> <p>第2条 運送の対象となるのは、原則として住所地在神戸市内にある者であつて、あらかじめ登録された会員及びその付き添い人とする。ただし、住所地在神戸市外であっても、運送の区域が神戸市内にある場合は会員となることができる。</p> <p>なお、会員は、以下に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であると運営協議会において認められた者であることを要する。</p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>神戸市福祉有償運送運営協議会協議基準</p> <p>平成20年2月29日 一部改定 <u>令和3年3月25日</u> 神戸市福祉有償運送運営協議会</p> <p>道路運送法第79条の2の規定による自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録に係る運営協議会における協議の基準について</p> <p>(運送の対象)</p> <p>第2条 運送の対象となるのは、原則として住所地在神戸市内にある者であつて、あらかじめ登録された会員及びその付き添い人とする。ただし、住所地在神戸市外であっても、運送の区域が神戸市内にある場合は会員となることができる。</p> <p>なお、会員は、以下に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であると運営協議会において認められた者であることを要する。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者であつて、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 前記③及び④に掲げる者には、付き添い、見守り等の他人の介助なしにはタクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。</p> <p>⑥ 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とする。ただし、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって運営協議会が必要と認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送することができる。</p> <p>この場合においては、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は、時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内にあると認められることを要する。</p> <p>(使用車両) 第4条 (略)</p>	<p>③ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第4号に規定する知的障害者であって、<u>運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であること</u>の<u>確認がなされた者</u>。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者であつて、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であること</u>の<u>確認がなされた者</u>。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 前記②、③、⑤、⑥及び⑦に掲げる者には、付き添い、見守り等の他人の介助なしにはタクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。</p> <p>⑨ 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とする。ただし、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって運営協議会が必要と認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送することができる。</p> <p>この場合においては、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は、時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内を<u>目安として、営利に至らない範囲において設定し</u>認められることを要する。</p> <p>(使用車両) 第4条 (略)</p>
---	---

<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ セダン型車両：<u>貨物運送の用に供する自動車を除く。</u> <u>なお、セダン型車両については、人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等であって、本条第4項の要件を満たす場合に限り使用できるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 運転者等から提供される<u>自家用</u>自動車（いわゆる持ち込み車両）については、以下の要件を満たす場合に限り、使用を認めるものとする。</p> <p>① 運送主体と<u>自家用</u>自動車を提供する者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。</p> <p>(運転者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>① 第二種運転免許を有し、その効力が停止されていない者</p> <p>② 第一種運転免許を有しており、その効力が<u>過去3年以内において</u>停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者</p> <p>③ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(管理運営体制)</p> <p>第8条</p> <p>① 運行管理</p>	<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ セダン型車両：人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等であって、本条第4項の要件を満たす場合に限り使用できるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 運転者等から提供される自動車（いわゆる持ち込み車両）については、以下の要件を満たす場合に限り、使用を認めるものとする。</p> <p>① 運送主体と自動車を提供する者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。</p> <p>(運転者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>① 第二種運転免許を有し、<u>現に</u>その効力が停止されていない者</p> <p>② 第一種運転免許を有しており、<u>現に</u>その効力が停止されていない者 <u>(当該効力が運転者として選任される日から遡って3年以内に停止された者を除く。)</u>であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者</p> <p>③ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(管理運営体制)</p> <p>第8条</p> <p>① 運行管理</p>
---	--

<p>運送主体は、運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制を整備することを要する。</p> <p>なお、運行管理の責任者は、1事業所の車両が5両以上となる場合には、次に掲げる者のうちから選任されていることを確認するものとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>② 整備管理</p> <p>整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されていることを要する。</p> <p>なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることが望ましい。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>附則</p> <p>この扱いは、平成20年2月29日から実施するものとする。</p> <p>附則 (平成22年8月3日 運営協議会決定)</p> <p>この扱いは、平成22年8月3日から実施するものとする。</p> <p>附則 (平成25年7月25日 運営協議会決定)</p>	<p>運送主体は、運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制を整備することを要する。</p> <p><u>また、事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び道路運送法施行規則第51条の2の2に掲げる車両管理業務について協力する自家用有償旅客運送。以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）にあつては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者であることを要する。</u></p> <p>なお、運行管理の責任者は、1事業所の車両が5両以上となる場合には、次に掲げる者のうちから選任されていることを確認するものとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>② 整備管理</p> <p>整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されていることを要する。</p> <p><u>また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、整備管理の責任者は当該協力事業者が選任する者であることを要する。</u></p> <p>なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることが望ましい。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>附則</p> <p>この扱いは、平成20年2月29日から実施するものとする。</p> <p>附則 (平成22年8月3日 運営協議会決定)</p> <p>この扱いは、平成22年8月3日から実施するものとする。</p> <p>附則 (平成25年7月25日 運営協議会決定)</p>
--	--

<p>この扱いは、平成25年7月25日から実施するものとする。 附則（平成28年7月19日 運営協議会決定） この扱いは、平成28年7月19日から実施するものとする。</p>	<p>この扱いは、平成25年7月25日から実施するものとする。 附則（平成28年7月19日 運営協議会決定） この扱いは、平成28年7月19日から実施するものとする。 <u>附則（令和3年3月25日 運営協議会決定）</u> <u>この扱いは、令和3年3月25日から実施するものとする。</u></p>
---	---

見え消し版

神戸市福祉有償運送運営協議会協議基準

平成20年2月29日

一部改定 ~~令和3年3月25日平成28年7月19日~~

神戸市福祉有償運送運営協議会

道路運送法第79条の2の規定による自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録に係る運営協議会における協議の基準について

道路運送法及び道路運送法施行規則等における福祉有償運送に係る諸規定に照らし、神戸市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）においては、登録に係る協議の基準について、以下のとおり取り扱う。

（運送主体）

第1条 運送の主体は、道路運送法施行規則第48条で規定する次に掲げる非営利法人等で、定款等に福祉有償運送を行う旨の記載があることを要する。

- ① NPO 法人(法 78 条 2 号)
- ② 一般社団法人、一般財団法人
- ③ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体
- ④ 農業協同組合
- ⑤ 消費生活協同組合
- ⑥ 医療法人
- ⑦ 社会福祉法人
- ⑧ 商工会議所、商工会
- ⑨ 営利を目的としない法人格を有しない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法 79 条の 4 第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であるもの

（運送の対象）

第2条 運送の対象となるのは、原則として住所地が神戸市内にある者であって、あらかじめ登録された会員及びその付き添い人とする。ただし、住所地が神戸市外であっても、運送の区域が神戸市内にある場合は会員となることができる。

なお、会員は、以下に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であると運営協議会において認められた者であることを要する。

- ① 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条に規定する身体障害者であって身体障害者手帳を所持する者。
- ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 5 条に規定する精

神障害者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する知的障害者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

④② 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者であって介護保険被保険者証を所持する者。

⑤③ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

⑥ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

⑦④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。なお、「その他の障害」には、発達障害、自閉症、学習障害を含む。

⑧⑤ 前記②、③、⑤、⑥及び⑦④に掲げる者には、付き添い、見守り等の他人の介助なしにはタクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。

⑨⑥ 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とする。ただし、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって運営協議会が必要と認めた場合には、1 回の運行で複数の旅客を運送することができる。

この場合においては、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は、時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね 2 分の 1 の範囲内を目安として、営利に至らない範囲において設定しにありと認められることを要する。

(運送の区域)

第3条 運送の区域が神戸市内にあること（運送の発地又は着地のいずれかが神戸市内にあること。）

(使用車両)

第4条 福祉有償運送に使用する車両は、運送主体が所有する乗車定員 11 人未満の自家用自動車のうち次に掲げるものであることを要する。

① 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

② 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

③ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

④ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

⑤ セダン型車両：~~貨物運送の用に供する自動車を除く。~~

~~なお、セダン型車両については、~~人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等であって、本条第4項の要件を満たす場合に限り使用できるものとする。

- 2 リース又は割賦販売等運送主体の所有（使用）に属さない車両については、運送主体が使用権権原を有しており、使用権原を示す契約が書面により確認できる場合に限り使用を認めるものとする。
- 3 運転者等から提供される**自家用**自動車（いわゆる持ち込み車両）については、以下の要件を満たす場合に限り、使用を認めるものとする。
 - ① 運送主体と**自家用**自動車を提供する者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
 - ② 当該契約において、有償運送事業の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- 4 セダン型車両については、現にセダン型車両を必要としている登録会員を有している場合であって、使用車両数が輸送需要を考慮した必要かつ最小限度のものであることなどセダン型車両の使用を相当とすることについて協議会で協議が調った場合に限りその使用を認めるものとする。

ただし、すでに許可又は登録を受けている運送主体におけるセダン型車両の増車については、この限りではない。
- 5 使用車両の車体の両側面に、外部から見やすいように福祉有償運送に用いる車両である旨を表示すること。

また、運送主体においては、使用する車両の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装備その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

（運転者）

第5条 運転者は、以下に掲げるいずれかの要件を備える者であることを要する。

- ① 第二種運転免許を有し、**現に**その効力が停止されていない者
 - ② 第一種運転免許を有しており、**現に**その効力が**過去3年以内において**停止されていない者
（当該効力が運転者として選任される日から遡って3年以内に停止された者を除く。）であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者
 - ③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 2 運送にあたってセダン型車両を使用する場合、前項の要件に加えて、運転者又は同乗者のいずれかが次に掲げる要件のいずれかを備えた者であることを要する。
 - ① 介護福祉士の登録を受けていること。
 - ② 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
 - ③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
 - 3 運転に関し特に支障がないと認められる者であることを第8条に規定する運行管理の責任者の責任を持って確認することを要する。

(損害賠償措置)

第6条 運送に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物 1,000 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があることを要する。

また、乗降介助時等、移動していない場合における事故についても保障を受けることができる保険等に加入しておくことが望ましい。

なお、自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと、期間中の支払額に制限がないことを確認することを要する。

(運送の対価)

第7条 運送の対価は、当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定することとし、近畿運輸局長公示に基づく神戸・阪神間地区におけるタクシー事業の上限運賃及び料金の概ね2分の1の範囲内を目安とし、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること。

また、運賃の体系は、距離制と時間制によるものだけでなく、必要に応じて両者の組み合わせや定額制によるものを設定することも可能とする。

- ① 距離制又は時間制とも、乗車時から降車時までの適用とする。
- ② 待機料金及び介助料金等運送の対価以外の対価については、タクシー事業における料金を参考として、協議会で個別に認めたものに限り徴収できるものとする。
- ③ 設備使用料の徴収は、原則として認めない。

(管理運営体制)

第8条

① 運行管理

運送主体は、運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制を整備することを要する。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び道路運送法施行規則第51条の2の2に掲げる車両管理業務について協力する自家用有償旅客運送。以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）にあつては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者であることを要する。

なお、運行管理の責任者は、1事業所の車両が5両以上となる場合には、次に掲げる者のうちから選任されていることを確認するものとする。

- イ 運行管理者資格を有する者
- ロ 運行管理者試験の受験資格を有する者
- ハ 安全運転管理者の要件を満たす者

② 整備管理

整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されている

ことを要する。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、整備管理の責任者は当該協力事業者が選任する者であることを要する。

なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることが望ましい。

イ 自動車整備士資格を有する者

ロ 整備管理者選任前研修を受けた者

第9条 事故、苦情対応等 事故が発生した場合の対応にかかる責任者を選任するとともに、関係先（兵庫陸運部、警察、消防、神戸市）との必要な連絡体制が整備されていること。

2 苦情等に対して、適切に対応できる体制が整備されていること。

附則

この扱いは、平成20年2月29日から実施するものとする。

附則（平成22年8月3日 運営協議会決定）

この扱いは、平成22年8月3日から実施するものとする。

附則（平成25年7月25日 運営協議会決定）

この扱いは、平成25年7月25日から実施するものとする。

附則（平成28年7月19日 運営協議会決定）

この扱いは、平成28年7月19日から実施するものとする。

附則（令和3年3月25日 運営協議会決定）

この扱いは、令和3年3月25日から実施するものとする。

神戸市福祉有償運送運営協議会協議基準

平成20年2月29日

一部改定 令和3年3月25日

神戸市福祉有償運送運営協議会

道路運送法第79条の2の規定による自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録に係る運営協議会における協議の基準について

道路運送法及び道路運送法施行規則等における福祉有償運送に係る諸規定に照らし、神戸市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）においては、登録に係る協議の基準について、以下のとおり取り扱う。

（運送主体）

第1条 運送の主体は、道路運送法施行規則第48条で規定する次に掲げる非営利法人等で、定款等に福祉有償運送を行う旨の記載があることを要する。

- ① NPO法人(法78条2号)
- ② 一般社団法人、一般財団法人
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- ④ 農業協同組合
- ⑤ 消費生活協同組合
- ⑥ 医療法人
- ⑦ 社会福祉法人
- ⑧ 商工会議所、商工会
- ⑨ 営利を目的としない法人格を有しない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法79条の4第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であるもの

（運送の対象）

第2条 運送の対象となるのは、原則として住所地が神戸市内にある者であって、あらかじめ登録された会員及びその付き添い人とする。ただし、住所地が神戸市外であっても、運送の区域が神戸市内にある場合は会員となることができる。

なお、会員は、以下に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であると運営協議会において認められた者であることを要する。

- ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者であって身体障害者手帳を所持する者。
- ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精

神障害者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する知的障害者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

④ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者であって介護保険被保険者証を所持する者。

⑤ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

⑥ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

⑦ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。なお、「その他の障害」には、発達障害、自閉症、学習障害を含む。

⑧ 前記②、③、⑤、⑥及び⑦に掲げる者には、付き添い、見守り等の他人の介助なしにはタクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。

⑨ 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とする。ただし、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって運営協議会が必要と認めた場合には、1 回の運行で複数の旅客を運送することができる。

この場合においては、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は、時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね 2 分の 1 の範囲内を目安として、営利に至らない範囲において設定し認められることを要する。

(運送の区域)

第3条 運送の区域が神戸市内にあること（運送の発地又は着地のいずれかが神戸市内にあること。）

(使用車両)

第4条 福祉有償運送に使用する車両は、運送主体が所有する乗車定員 11 人未満の自家用自動車のうち次に掲げるものであることを要する。

① 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

② 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

③ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

④ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

⑤ セダン型車両：人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等であって、

本条第4項の要件を満たす場合に限り使用できるものとする。

- 2 リース又は割賦販売等運送主体の所有（使用）に属さない車両については、運送主体が使用権権原を有しており、使用権原を示す契約が書面により確認できる場合に限り使用を認めるものとする。
- 3 運転者等から提供される自動車（いわゆる持ち込み車両）については、以下の要件を満たす場合に限り、使用を認めるものとする。
 - ① 運送主体と自動車を提供する者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
 - ② 当該契約において、有償運送事業の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- 4 セダン型車両については、現にセダン型車両を必要としている登録会員を有している場合であって、使用車両数が輸送需要を考慮した必要かつ最小限度のものであることなどセダン型車両の使用を相当とすることについて協議会で協議が調った場合に限りその使用を認めるものとする。

ただし、すでに許可又は登録を受けている運送主体におけるセダン型車両の増車については、この限りではない。
- 5 使用車両の車体の両側面に、外部から見やすいように福祉有償運送に用いる車両である旨を表示すること。

また、運送主体においては、使用する車両の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装備その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

（運転者）

第5条 運転者は、以下に掲げるいずれかの要件を備える者であることを要する。

- ① 第二種運転免許を有し、現にその効力が停止されていない者
 - ② 第一種運転免許を有しており、現にその効力が停止されていない者（当該効力が運転者として選任される日から遡って3年以内に停止された者を除く。）であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者
 - ③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 2 運送にあたってセダン型車両を使用する場合、前項の要件に加えて、運転者又は同乗者のいずれかが次に掲げる要件のいずれかを備えた者であることを要する。
 - ① 介護福祉士の登録を受けていること。
 - ② 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
 - ③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
 - 3 運転に関し特に支障がないと認められる者であることを第8条に規定する運行管理の責任者の責任を持って確認することを要する。

(損害賠償措置)

第6条 運送に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物 1,000 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があることを要する。

また、乗降介助時等、移動していない場合における事故についても保障を受けることができる保険等に加入しておくことが望ましい。

なお、自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと、期間中の支払額に制限がないことを確認することを要する。

(運送の対価)

第7条 運送の対価は、当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定することとし、近畿運輸局長公示に基づく神戸・阪神間地区におけるタクシー事業の上限運賃及び料金の概ね2分の1の範囲内を目安とし、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること。

また、運賃の体系は、距離制と時間制によるものだけでなく、必要に応じて両者の組み合わせや定額制によるものを設定することも可能とする。

- ① 距離制又は時間制とも、乗車時から降車時までの適用とする。
- ② 待機料金及び介助料金等運送の対価以外の対価については、タクシー事業における料金を参考として、協議会で個別に認めたものに限り徴収できるものとする。
- ③ 設備使用料の徴収は、原則として認めない。

(管理運営体制)

第8条

① 運行管理

運送主体は、運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制を整備することを要する。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び道路運送法施行規則第51条の2の2に掲げる車両管理業務について協力する自家用有償旅客運送。以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）にあつては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者であることを要する。

なお、運行管理の責任者は、1事業所の車両が5両以上となる場合には、次に掲げる者のうちから選任されていることを確認するものとする。

- イ 運行管理者資格を有する者
- ロ 運行管理者試験の受験資格を有する者
- ハ 安全運転管理者の要件を満たす者

② 整備管理

整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されている

ことを要する。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、整備管理の責任者は当該協力事業者が選任する者であることを要する。

なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることが望ましい。

イ 自動車整備士資格を有する者

ロ 整備管理者選任前研修を受けた者

第9条 事故、苦情対応等 事故が発生した場合の対応にかかる責任者を選任するとともに、関係先（兵庫陸運部、警察、消防、神戸市）との必要な連絡体制が整備されていること。

2 苦情等に対して、適切に対応できる体制が整備されていること。

附則

この扱いは、平成20年2月29日から実施するものとする。

附則（平成22年8月3日 運営協議会決定）

この扱いは、平成22年8月3日から実施するものとする。

附則（平成25年7月25日 運営協議会決定）

この扱いは、平成25年7月25日から実施するものとする。

附則（平成28年7月19日 運営協議会決定）

この扱いは、平成28年7月19日から実施するものとする。

附則（令和3年3月25日 運営協議会決定）

この扱いは、令和3年3月25日から実施するものとする。

神戸市福祉有償運送運営協議会協議団体の現況一覧(事業開始日順)

参考資料4

No.	団体種別	団体名	代表者	住所	電話番号	登録番号	事業開始日	期間開始日	期間終了日	貸台車 (軽自動車の内数)	車いす車 (軽自動車の内数)	乗用車 (軽自動車の内数)	自転車 (軽自動車の内数)	セガン車 (軽自動車の内数)	車両合計 (軽自動車の内数)	会員数 (高齢者 実人数)	運転者	対価の概要	主な運送の対価	主な運送の対価以外の対価
1	特定非営利活動法人	リーフグリーン	麻田真貴子	長田区海運町3丁目3-8	791-8577	37	H18.3.16	R2.3.16	R5.3.15	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	29	8	距離制 +待機料金 +迎車回送料 +キャンセル料	【距離制】 2kmまで350円、以降1km毎に150円	【待機料金】10分毎に250円 【迎車回送料】5km以上の場合1km毎に50円 【キャンセル料】出庫後キャンセルの場合、入庫までの費用と活動費として10毎に250円
2	社会福祉法人	神戸市身体障害者団体連合会	池内正	中央区橋通3-4-1 総合福祉センター内	341-8644	51	H18.3.16	R2.3.16	R5.3.15	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	14	3	距離制	【距離制】 2kmまで280円、以後1km毎に100円	
3	特定非営利活動法人	ジャスミン	宮岡久雄	(中央事務所) 中央区琴ノ穂町4丁目10-17 (東部事務所) 東灘区御影本町2丁目11-13	252-0633	49	H18.4.5	R2.4.4	R5.4.3	0 (0)	5 (3)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	8 (4)	39	10	距離制	【距離制】 1.5kmまで330円、1.5km以上2kmまで440円 以後1km毎に170円	【迎車回送料】 出庫から10kmまで無料、以降1km毎に170円
4	特定非営利活動法人	福祉ネット寿	姫野明美	灘区一王山町8-8	821-2330	53	H18.4.14	R2.4.14	R5.4.13	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (1)	2	3	距離制 +待機料金 +迎車回送料	【距離制】 2kmまで300円、以後1km毎に150円	【待機料金】30分毎に500円 【迎車回送料】5kmを超える場合1km毎に30円
5	特定非営利活動法人	西すず安心センター	素敬	北区北五葉1-13-1 レ・アールビル3F	596-1398	55	H18.4.17	R2.4.17	R5.4.16	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	26	2	距離制 +待機料金	【距離制】 3km未満 300円 3km以上10km未満 500円 10km以上 500円 +10km超につき1km毎に30円	【待機料金】30分毎に500円
6	特定非営利活動法人	おりーむ二十一※	岡田昌三	明石市別所町16-33	924-3625	57	H18.8.2	R2.4.28	R5.4.27	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	6 (4)	4	5	(神戸市内会員適用) 【距離制】 +迎車回送料	(神戸市内会員適用) 【距離制】 2kmまで300円、以後1km毎に130円	(神戸市内会員適用) 【迎車回送料】 出庫から10kmまで無料、以後1km毎に100円
7	特定非営利活動法人	ポプリ	神野順子	北区鈴蘭台東町3丁目3-29	595-1363	1	H18.9.28	H29.9.28	R5.9.27	0 (0)	3 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	6 (2)	7	3	距離制 +待機料金 +迎車回送料	【距離制】 1.8kmまで330円、以後1km毎に155円	【待機料金】 20分を超える場合10分毎に220円 【迎車回送料】 出庫から5kmまで無料、以後1km毎に50円
8	特定非営利活動法人	薫風	大須賀謙太郎	垂水区城が山1丁目14-16-103	752-4666	74	H18.9.28	H29.9.28	R5.9.27	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	4 (1)	5	6	時間制	【時間制】 30分以内350円、30分を超える場合700円	
9	医療法人社団	王子会 (ケアステーションプリエール)	郷美千代	中央区龍池通5丁目1-25	262-6470	64	H20.10.1	R1.10.1	R4.9.30	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	29	7	距離制	【距離制】 2kmまで300円、以後1km毎に50円	
10	特定非営利活動法人	たけの子クラブ	藤口一男	須磨区東白川台4-4-1	741-0244	66	H20.10.1	R1.10.1	R4.9.30	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (2)	12	5	距離制	【距離制】 2kmまで300円、以後1km毎に130円	
11	社会福祉法人	しんじゅ	猪坂一彦	須磨区須磨本町1丁目1-6	739-5350	83	H22.7.2	H30.7.2	R3.7.1	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	15	11	時間制	【時間制】 10分まで300円、以後5分毎に100円	
12	一般社団法人	うさぎ※ (うさぎのしっぽ)	松原由美子	西区枝吉1丁目196-303	965-8990	93	H23.9.7	R1.9.7	R4.9.30	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	4 (3)	8	3	距離制 +待機料金 +迎車回送料	【距離制】 2kmまで320円、以後1km毎に130円	【待機料金】20分まで無料、10分毎に200円 【迎車回送料】15kmまで無料、以後1km毎に50円
13	医療生活協同組合	神戸医療生活協同組合	道上賢也	長田区腕塚町2丁目2-10	641-4323	100	H24.10.22	R2.10.22	R5.10.21	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	88	5	距離制 +待機料金 +迎車回送料 +車いす賃出料	【距離制】 2kmまで340円、以後1km毎に150円	【待機料金】15分毎に300円 【迎車回送料】出庫から10kmまでは無料、11~15kmまで200円、以後5km毎に100円 【車いす賃出料】1回300円
14	一般社団法人	神戸太陽の風	横山祐介	須磨区大黒町2丁目2-23	647-8672	103	H26.4.1	H31.4.1	R4.3.31	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3	2	距離制 +待機料金	【距離制】 2kmまで300円、以後1km毎に50円	【待機料金】 20分を超える場合5分毎に50円
15	社会福祉法人	フレンド	大久保敏則	北区有野中町1丁目3-8	982-9597	104	H26.4.1	H31.4.1	R4.3.31	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	6	2	距離制	【距離制】 5kmまで300円、以後1km毎に30円	高速代実費
16	社会福祉法人	芳友	石田明人	北区しあわせの村1番9号	743-2525	122	H28.9.13	H30.9.13	R3.9.12	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	30	5	距離制 +待機料金	【距離制】 2kmまで300円、以後1km毎に100円	高速代実費 【待機料金】30分を超える場合300円、以後10分毎に100円
17	特定非営利活動法人	ひつじ会	栗松宏次	兵庫区永沢町2丁目4-13	599-5335	128	H29.9.4	R1.9.4	R4.9.3	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	5	1	距離制	【距離制】 2kmまで200円、以後2kmに200円	
18	特定非営利活動法人	神戸定住外国人支援センター (ハナ介護サービス)	金宣吉	長田区若松町4丁目4-10 アスタエスタ北棟502	612-2402	129	H29.9.22	R1.9.22	R4.9.21	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	6	6	距離制・時間制併用 +キャンセル料 +迎車回送料	【距離制・時間制併用】 (距離)1km毎に50円 (時間)10分まで250円、20分まで500円、30分まで750円、以後30分単位ごとに750円	【キャンセル料】出庫後のキャンセルの場合、入庫までの費用(燃料費・通行料)と活動費として10分あたり250円 【迎車回送料】20km以上の場合1kmあたり50円
19	特定非営利活動法人	ピコタン※	和田智郎	明石市大久保町大久保町 690番地の4 グレンジオ大久保ミラコスタ704号	201-1961	132	H30.5.1	R2.5.1	R5.4.30	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	4 (3)	21	7	距離制 +待機料金 +迎車回送料	【距離制】 1kmまで150円、以後1km毎に150円	【待機料金】10分毎に200円 【迎車回送料】5kmまで無料、以降1km毎に50円
20	一般社団法人	ぶな (ぶなヘルプステーション)	切明輝博	西区飯川谷町長坂866番地の4 サンフレンド長坂303号	777-8864	134	R1.10.1	R1.10.1	R3.9.30	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	距離制	【距離制】 5kmまで300円、10kmまで500円、15kmまで700円、15km1,000円	

※No.10「特定非営利活動法人おりーむ二十一」、No.17「一般社団法人うさぎ」、No.20「特定非営利活動法人ピコタン」は運送の区域が神戸市内と明石市内にまたがっており、会員と対価については、神戸市内のものを記載。

※会員数については、実人数で算出。